

# 労働社会保険関係法令の 平成31年4月からの改正(予定)内容

労働社会保険関係法令に関連する平成31年4月からの主な制度改正を整理しました。労働関係では、働き方改革関連法がよいよ本格的に施行されます。社会保険関係では、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除などがスタートします。なお、改正予定の内容も含まれていますのでご注意ください。

分野	内容
<b>労働基準</b>	<b>年次有給休暇の年5日の時季指定付与義務</b> 使用者は、年次有給休暇を年10日以上付与している労働者に対し、年5日の年休を取得させなければなりません。取得日数が年5日に満たない労働者に対しては、使用者が当該労働者の意見を聴取し、できる限り労働者の希望に沿った時季を指定して取得させなければなりません。 根拠法令●労働基準法第39条第7項・第8項
<b>労働基準</b>	<b>時間外労働の上限規制の適用(大企業)</b> 使用者は、労働者の過半数代表者と36協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合に限り、協定に定めるところにより、労働時間を延長し、または休日労働をさせることができますが、その延長時間に罰則付きの上限が設けられます(下記)。 一般条項：月45時間以内、年360時間以内 特別条項：年6回まで月45時間を超えて労働させることが可能だが、最大で年720時間まで 共通：休日労働を含めて単月100時間未満、複数月平均80時間以内 中小企業は2020年4月まで適用が猶予されます。また、建設業、自動車運転業、医師、鹿児島県及び沖縄県の砂糖製造業は2024年4月まで適用が猶予されます。 根拠法令●労働基準法第36条、附則第139条～第142条、働き方改革関連法附則第3条
<b>労働基準</b>	<b>フレックスタイム制の清算期間の上限を3ヵ月に延長</b> フレックスタイム制を導入する場合の清算期間の上限がこれまでの1ヵ月から3ヵ月に延長されます。清算期間が1ヵ月を超える場合は、労働基準監督署に労使協定の届出が必要です。 根拠法令●労働基準法第32条の3
<b>労働基準</b>	<b>高度プロフェッショナル制度の導入</b> 業務の性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる高度専門職に就き、かつ高収入の労働者を対象に、36協定の締結や時間外・休日及び深夜の割増賃金等の規定が適用除外とされる高度プロフェッショナル制度が創設されます。 根拠法令●労働基準法第41条の2
<b>安全衛生</b>	<b>労働時間の状況の把握義務</b> 事業者は、長時間労働者に対して医師による面接指導を実施するため、すべての労働者の労働時間の状況を客観的な方法により把握しなければなりません。 根拠法令●労働安全衛生法第66条の8の3
<b>安全衛生</b>	<b>医師による面接指導の対象者の拡大</b> 医師による面接指導の対象となる労働者の労働時間の要件について、法定労働時間(週40時間)を超えた時間が「月100時間」を超えた者から「月80時間」を超えた者に見直されます。また、事業者が当該労働時間を算定したときは、その情報を当該労働者に提供しなければなりません。 根拠法令●労働安全衛生法第66条の8、法施行規則第52条の2
<b>安全衛生</b>	<b>産業医の活動環境の整備等</b> 産業医を選任した事業者は、産業医の業務等を労働者に周知しなければなりません。 産業医を選任した事業者は、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を産業医に提供しなければなりません。 産業医の勧告を受けた事業者は、その内容を尊重するとともに、勧告の内容等を衛生委員会等に報告しなければなりません。 根拠法令●労働安全衛生法第13条第4項～第6項、第101条第2項

## 労働関係

分野	内容
<b>安全衛生</b>	<b>労働者の心身の情報の取扱い</b> 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、または使用するにあたっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければなりません。 事業者は、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、当該情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければなりません。 根拠法令●労働安全衛生法第104条
<b>雇用保険</b>	<b>雇用保険料率の改定(据え置き)</b> 平成31年度の雇用保険料率は30年度から据え置かれます。 一般の事業0.9%、農林水産・清酒製造の事業1.1%、建設の事業1.2% 根拠法令●労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険料率を変更する告示
<b>公的年金</b>	<b>平成31年度年金額改定はプラス0.1%</b> 平成31年度の年金額改定は、物価変動率が1.0%、賃金変動率が0.6%のため、新規裁定年金・既裁定年金ともに賃金変動率(0.6%)で改定されますが、マクロ経済スライドの調整率が▲0.2%、平成30年度の未調整分が▲0.3%であるため、差し引き0.1%で改定されます。 根拠法令●国民年金法施行令等の一部を改正する政令
<b>公的年金</b>	<b>在職老齢年金の支給停止調整額等の見直し</b> 平成31年度の在職老齢年金は、60歳前半の支給停止調整変更額及び60歳後半と70歳以降の支給停止調整額が46万円から47万円に改定されます。60歳前半の支給停止調整開始額は28万円に変更ありません。 根拠法令●国民年金法施行令等の一部を改正する政令(予定)
<b>公的年金</b>	<b>国民年金第1号被保険者に対する産前産後期間の保険料免除</b> 国民年金第1号被保険者が出産した場合に、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、その財源として、平成31年度以降の国民年金保険料には100円が上乗せされます。 根拠法令●国民年金法第88条の2、国民年金法施行令等の一部を改正する政令
<b>公的年金</b>	<b>国民年金保険料の改定</b> 平成31年度の国民年金保険料は、前年度から70円引き上げられ、1万6,410円に改定されます。 根拠法令●国民年金法施行令等の一部を改正する政令
<b>公的年金</b>	<b>年金生活者支援給付金の請求手続開始</b> 消費税率10%引き上げ時に実施される年金生活者支援給付金について、認定の請求書の受付等が年金事務所及び市町村で開始されます。 根拠法令●年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令など
<b>健康保険</b>	<b>協会けんぽの保険料率改定</b> 協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率が4月納付分から改定されます。健康保険料率は都道府県ごとに9.63%から10.75%に、介護保険料率は全国一律1.73%です。 根拠法令●健康保険法第160条など
<b>介護保険</b>	<b>介護納付金に対する総報酬割の段階的導入</b> 介護保険の第2号被保険者の保険料(各医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金)に対する総報酬割の導入について、現行の2分の1適用から4分の3適用に拡大します。2020年度から全面的に総報酬割が適用されます。 根拠法令●介護保険法第152条など

## 社会保険関係

## 労働関係